

不足していることなどの理由により、履修を継続することが難しく、単位の修得が困難であると考えられる場合、不合格となることで GPA が下がることを回避するために、履修中止制度が設けられています。

履修中止は、授業開始 4 週目経過後に、本人が所定の手続きにより申請し、担任（アカデミック・アドバイザー）に履修相談をしたうえで認められた場合のみ履修中止ができる、科目の登録が取り消されます。

履修中止の対象科目は、必修科目・選択科目を問わず全ての科目が対象です。前期開講科目および通年科目については前期に、後期開講科目については後期に、それぞれ履修中止を申請することができます。

履修中止を行わず、学期途中で履修を放棄した場合は不合格となります。不合格後に履修中止を行うことはできません。

10. 進 級

生活科学科

1 年次終了時の修得単位数が 22 単位未満の場合または通算 GPA が 0.6 未満の場合は 2 年次に進級できません。なお、既修得単位数が 18 単位以上の場合は再評価試験により、進級できる場合があります（詳細は 124 ページ）。

文科

1 年次終了時の修得単位数が 22 単位未満の場合または通算 GPA が 0.6 未満の場合は 2 年次に進級できません。